

情報公開規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人 Soil(以下「当財団」という。)の保有する情報の積極的かつ継続的な公開を図ることにより、当財団の活動に関する透明性及び公平性の確保に努めるとともに、広く社会に対する当財団の活動の説明責任を全うすることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)法人情報 当財団の業務運営において組織的に保有する情報(新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアを通じ社会一般に流通しているものを除く。)の一切をいう。

(2)法人文書 当財団の役職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録(官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。)であって、当財団の役職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

(当財団の責務)

第3条 当財団は、本規程の運用にあたり、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 別表に規定する法人文書の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 情報公開

(情報公開の方法)

第5条 当財団は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、本規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(当財団情報の公開)

第6条 当財団は、法人情報の公開にあたり、新聞、雑誌、インターネットのホームページ等を通じ、分かりやすい情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(法人文書の公開)

第7条 当財団は、法令の規定に従い、別表に掲げる法人文書について、別表に定める閲覧可能期間及び閲覧権者の範囲において公開するものとする。

2. 前項の法人文書のうち、別表においてインターネットによる公開の対象とされているものについては、インターネットのホームページにおいて公開するものとする。

3. 前項に掲げる法人文書以外の法人文書については、次条以下に定める方法により、主たる事務所における備置き及び閲覧等の対象とする。

(書類の備置き)

第 8 条 当財団は、別表に掲げる法人文書を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2. 当財団は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた法人文書を、別表に定める閲覧権者による閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第 9 条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる法人文書の閲覧等の場所は、事務局(管理部)の指定する場所とする。

2. 前条の規定に基づき法人文書の閲覧等が可能な日は、当財団の休日以外の日とし、閲覧等が可能な時間は、当財団の業務時間のうち、事務局(管理部)が指定する時間とする。ただし、当財団は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 10 条 第 8 条第 2 項に基づき別表に掲げる法人文書の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 様式 1 に定める閲覧等申請書に必要な事項の記入を求め、その提出を受ける。

(2) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第 11 条 当財団は、第 7 条第 2 項の規定によるもののほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うことができる。

2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は事務局(管理部)が定める。

第 3 章 補則

(細則)

第 12 条 本規程を実施するために必要な事項については、理事会の承認を経て定める。

(管理)

第 13 条 当財団の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局(管理部)とする。

(改廃)

第 14 条 本規程の改廃については、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1. この規程は令和 5 年 1 月 16 日より施行する。
2. 変更後の規程は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。
3. 変更後の規程は、令和 8 年 6 月 22 日から施行する。

別表

番号	対象書類等の名称	閲覧可能期間	閲覧権者	インターネット 公開
①	定款	永久	不特定	有
②	理事・監事・評議員名簿	永久	不特定	有
③	理事・監事・評議員の報酬等の支給基準	永久	不特定	有
④	事業計画書、収支予算書	当該事業年度の 末日まで	不特定	有
⑤	事業報告(運営組織及び事業活動の状況の概要を含む)、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、これらの附属明細書、監査報告	5年間	不特定	有
⑥	評議員会議事録	10年間	理事・監事・評議員	無
⑦	理事会議事録	10年間	理事・監事・評議員	無

(注)⑥及び⑦の議事録については、インターネットによる公開を行わず、主たる事務所における備置き及び事前申請による閲覧等の対象とする。閲覧権者は理事、監事及び評議員に限る。

様式 1

閲覧(謄写)申請書

公益財団法人 Soil

代表理事 久田 哲史 殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1. 閲覧希望日 年 月 日

2. 閲覧対象書類(別表より番号を選択)

3. 閲覧(謄写)の目的

4. 申請者と当財団との関係(役員・評議員・正職員・その他)